

宜野湾市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年7月7日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

1 監査の期間

令和7年6月2日から令和7年7月7日

2 監査の対象

上下水道局	・ 総務企画課	・ 業務サービス課
	・ 水道施設課	・ 下水道施設課
福祉推進部	・ 福祉総務課	

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和6年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【上下水道局】

○総務企画課

項 目	措 置 状 況
	指摘事項なし

○業務サービス課

項 目	措 置 状 況
	指摘事項なし

○水道施設課

項 目	指 摘 事 項
普天間地内配水管改良工事について	当該契約は、起案文書の保存年限に錯誤がある。市上下水道局文書取扱規程に則り適正な事務処理に努められたい。

○下水道施設課

項 目	指 摘 事 項
西普天間住宅地区污水枝線修正設計業務委託について	当該契約は、提出書類の記載内容に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。

【福祉推進部】

○福祉総務課

項 目	指 摘 事 項
宜野湾市福祉振興基金事業補助金について	当該補助金について、要綱に沿った事務処理となっておらず、補助金確定通知書の記載内容にも齟齬がある。また、申請書類の提出遅れも散見された。市福祉振興基金事業補助金交付要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。